



2025年9月26日

各 位

会社名 Link-U グループ株式会社
代表者名 代表取締役グループ CEO 松原 裕樹
(コード番号：4446)
問合せ先 取締役グループ管理統括 藤田 貴弘
(お問い合わせ先：ir@link-u.group)

監査等委員会設置会社への移行、取締役候補の選任及び

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、2025年10月29日開催予定の当社第12回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして、本定時株主総会に、下記のとおり取締役候補の選任及び定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ります。また、監査等委員である取締役による経営監督の実効性を高めることで、迅速な意思決定と業務執行の実現を図り、かつ、監査等委員である取締役の議決権・意見陳述権により、意思決定の透明性を向上させることで、海外投資家からの信頼獲得を目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 取締役候補の選任

取締役7名及び監査役3名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役候補の選任及び監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事を以下のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件につきましては、本定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
松原 裕樹	代表取締役 グループ CEO	同左	再任
藤田 貴弘	取締役 グループ管理統括	同左	再任
平文 英徳	執行役員 グループ経営推進 本部長	取締役 グループ事業統括	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
安藤 伸次	常勤監査役	社外取締役 常勤監査等委員	新任
塚田 英樹	社外監査役	社外取締役 監査等委員	新任
萩生田 彩	社外取締役	社外取締役 監査等委員	新任

(3) 退任予定取締役・監査役（本定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職	新役職	備考
土屋 達示	取締役 グループ CTO	株式会社 Link-U Technologies 取締役 CTO	退任
中田 雄太	取締役 グループ CDO	執行役員 グループ CDO	退任
西尾 直紀	社外取締役	—	退任
貞廣 一省	社外取締役	—	退任
笹口 勝好	社外監査役	—	退任

3. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更に係る取締役会決議 2025年9月26日(金)

定款変更のための株主総会開催日 2025年10月29日(水) (予定)

定款変更の効力発生日 2025年10月29日(水) (予定)

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <条文の省略></p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (員数) 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>第 20 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <現行どおり></p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く)</u> は、10 名以内とする。 <u>2.当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>第 20 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3.前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と取締役(監査等委員である者を除く)とを区別して行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 21 条 （任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 （代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役グループ CEO、その他役付取締役を定めることができる。</p> <p>第 23 条 <条文の省略></p> <p>第 24 条 （取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 <条文の省略></p>	<p>4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 21 条 （任期） 取締役（<u>監査等委員である者を除く</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>5. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 （代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である者を除く</u>）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く）</u>の中から、取締役グループ CEO、その他役付取締役を定めることができる。</p> <p>第 23 条 <現行どおり></p> <p>第 24 条 （取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役および監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 28 条 <条文の省略></p>	<p>第 28 条 <現行どおり></p>
<p>第 29 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 29 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）</u>とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 30 条 <条文の省略></p>	<p>第 30 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>	<p>第 31 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</p>
<p>第 31 条 (員数) <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>第 32 条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2.監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3.当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4.前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 33 条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第 34 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 37 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第 39 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p> <p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>第 40 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 41 条～第 42 条</u> <条文の省略></p> <p>第 43 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役グループ CEO が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 44 条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 45 条～第 48 条</u> <条文の省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">変更案 <削除></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 <現行どおり></p> <p>第 39 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役グループ CEO が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 41 条～第 44 条</u> <現行どおり></p> <p><u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 12 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 12 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>

以上